

平成27年 6 月 18 日提出

下水道使用料の徴収に関する処分等に係る審査請求について

下水道使用料の徴収に関する処分等に係る審査請求に対して、次のように裁決したので、意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

1 審査請求人

熊本市中央区に在住していた者から審査請求人の地位を承継した者

2 審査請求に係る処分等

下水道使用料の徴収に関する処分（以下「下水道使用料徴収処分」という。）及び水道料金の請求

3 審査請求年月日

平成26年9月16日

4 審査請求の趣旨

熊本市上下水道事業管理者（以下「処分庁」という。）に対し、「不当に割増した水道使用量請求を適正にする」こと、「適切な回答が得られるまで、平成26年8月検針からの水道料金請求及び給水停止の差止めをする」こと及び『納入通知書』と『請求書』の違いを説明する」ことを求めるもの

5 審査請求の理由

処分庁が平成26年8月に実施した検針による審査請求人（以下「請求人」という。）の世帯の使用水量は、メーターが正常ではなく、不当に割り増されたものである。処分庁は、これに対して第三者機関による点検を実施しない。また、同使用水量は、周辺世帯の平均使用水量、「上下水道のしおり」に記載された使用水量、請求人の算定による使用水量及び請求人の前住居における使用水量と比較しても多く、同年4月に消費税が増税となった後更に増加していることから、納得できるものではない。

6 裁決の趣旨

- (1) 本件審査請求のうち、平成26年8月29日付けの納入通知書に係る下水道使用料徴収処分の取消しを求める部分を棄却する。
- (2) 請求人のその他の請求を却下する。

7 裁決の理由

- (1) 請求人は、4に記載する内容を本件審査請求の趣旨とするが、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求は処分の取消しを求めるものであることから、請求人の請求のうち、説明を求める部分及び差止めを求める部分については審理の対象とならず、不当に割り増した使用水量を適正にすることを求める部分については請求人の提出資料の全趣旨から下水道使用料徴収処分及び水道料金の請求の取消しを求めるものと解して審理するものとする。

また、水道供給契約は私法上の契約であることから（平成13年5月22日東京高等裁判所判決）、請求人の請求のうち、水道料金に係る部分については、行政不服審査法第1条第2項に規定する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当せず、審理の対象とならない。

さらに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第3項の規定によれば、使用料の徴収に関する処分についての審査請求期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内であることから、請求人の請求のうち、平成26年8月29日付けの納入通知書に係る下水道使用料徴収処分のみが審理の対象となる。

以上から、本件審査請求の趣旨のうち審理の対象となる部分は、請求人の請求のうち、平成26年8月29日付けの納入通知書に係る下水道使用料徴収処分の取消しを求める部分に限られ、その他の部分については審理の対象とならない。

- (2) 請求人は、平成26年8月29日付けの納入通知書に係る下水道使用料徴収処分はその前提となる排除汚水量が不当に割り増されて認定されていることを本件審査請求の主な理由とし、特に、計量に用いられた水道メーターが異常であることを主張している。また、第三者機関による点検の実施を要請している。しかし、処分庁は、請求人からの申出を受け、速やかに、請求人世帯に設置されていた水道メーターを交換し、当該水道メーターについて適正な方法により点検を実施しており、当該水道メーターが正常であったことを確認している。

したがって、処分庁は、正常な水道メーターを用いて、熊本市下水道条例（昭和46年条例第14号）等の関係規定に基づき、適切に排除汚水量の認定を行ったものと認められる。

その他の請求人の主張は、請求人の算定方法を用いることを前提としたもの又は請求人の主観的な価値判断に基づくものであり、下水道への排除汚水量の認定の正当性の判断に影響を与えるものではない。

- (3) よって、本件審査請求のうち、平成26年8月29日付けの納入通知書に係る下水道使用料徴収処分の取消しを求める部分には理由がなく、その余の部分については不適法である。

（提出理由）

下水道使用料の徴収に関する処分等に係る審査請求に対し、所要の裁決をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定に基づき、市議会に諮問するものである。